

# 忠岡町物品・役務等関係指名停止要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、忠岡町が行う物品の購入、売払い及び修繕、並びに役務等の適正な履行を確保するため、入札参加資格審査申請により登録した業者（以下「登録業者」という。）の指名停止等の措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (指名停止等)

第2条 町長は、入札参加資格者又は使用人が別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当するときは、忠岡町物品及び役務等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）の審査結果に基づき同表に定める期間、当該登録業者に対する指名を停止し、また指名した後において指名の取り消しを行うものとする。

2 町長は、前項の指名を取り消す場合においては、別記様式（様式第1号）により、当該業者に通知するものとする。

3 忠岡町建設工事等指名停止要綱により指名停止された有資格業者がこの要綱による登録業者である場合は、忠岡町建設工事等指名停止要綱により指名停止された期間と同じ期間指名停止を受けるものとする。

## (指名停止の変更)

第3条 町長は、指名停止業者に情状酌量すべき特別の事由があるときは、委員会の審査結果に基づき指名停止期間を変更することができる。

## (指名停止の特例)

第4条 有資格業者又はその使用人が別表に掲げる措置要件のうち2以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計をもって期間とする。ただし、その期間の計は、3年を超えないものとする。

2 指名停止業者が新たに別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該指名停止期間を既に措置されている停止期間に加算する。ただし、その期間の計は、3年を超えないものとする。

3 合併等により指名停止業者から営業を実質的に承継したと認める登録業者は、当該指名停止業者の指名停止措置を引継ぐものとする。

## (契約の相手方の制限)

第5条 町長は、指名停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害その他特にやむを得ない事由があるときは、委員会の審査結果に基づき指名停止業者と随意契約を締結することができる。

(保証人等の禁止)

第6条 指名停止業者は、契約保証人となることができない。ただし、指名停止前に契約保証人となっていない場合はこの限りでない。

(指名回避)

第7条 町長は、登録業者又はその使用人が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、委員会の審査結果に基づき、その事実の有無の確認の日まで当該登録業者の指名停止期間は回避を決定した日から起算する。

2 町長は、登録業者が不渡り手形を発行するなど経営不振に陥った場合は、再建されたと認められるときまで、委員会の審査結果に基づき指名を回避するものとする。

(委員会の運営)

第8条 委員会の運営については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

忠総契第 号  
年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名

忠 岡 町 長

指 名 取 消 通 知 書

先に通知した〇〇〇〇〇〇〇〇〇にかかる指名は、下記の理由により取消したので通知します。

記

別表（第2条関係）

措 置 要 件	期 間	備 考
<p>(虚偽記載)</p> <p>一 忠岡町が発注する物品・役務等関係の契約に関して、次の(1)～(3)の書類に虚偽の記載をし、物品・役務等関係の契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(1) 物品・役務等関係競争入札参加資格申請及びその添付書類</p> <p>(2) 競争入札参加申請書及びその添付書類</p> <p>(3) (1)及び(2)その他契約担当者が求める提出書類</p>	<p>6月</p> <p>6月</p> <p>6月</p>	
<p>(入札等)</p> <p>二 登録業者（有法人であるときは、その役員。以下同じ。）又は、その使用人が、本町が行う物品・役務等関係の入札、見積合せ等の事務の執行に当たり、次の(1)～(3)の一に該当する場合</p> <p>(1) 不誠実、不正な行為又は威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき</p> <p>(2) 入札心得等に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(3) 落札又は見積合せで採用されたにもかかわらず、契約を締結しなかったとき</p>	<p>1年</p> <p>1月～1年</p> <p>1年</p>	
<p>(契約不履行等)</p> <p>三 登録業者が、本町発注の物品・役務等関係の契約の履行に当たり、次の(1)～(5)の一に該当する場合</p> <p>(1) 契約内容に反する事実があったとき</p> <p>(2) 契約の履行遅滞による遅滞料等の請求がなされたとき</p> <p>(3) 有資格業者の責により契約の解除がなされたとき</p> <p>(4) 契約の不履行により、保証人に履行請求がなされたとき</p> <p>(5) 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき</p>	<p>1月～1年</p> <p>3月</p> <p>2年</p> <p>2年</p> <p>2年</p>	
<p>(他の業者の契約妨害)</p> <p>四 登録業者又はその使用人が、本町発注の物品・役務等関係の契約に関し、契約の締結又は契約の履行を妨げたとき</p>	<p>1年～2年</p>	
<p>(監督、監査等の妨害)</p> <p>五 登録業者又はその使用人が、本町発注の物品・役務等関係の契約において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に規定する監督若しくは検査の実施、又はその他契約に関する業務の執</p>	<p>3月～2年</p>	

措 置 要 件	期 間	備 考
<p>行に当たり、威圧その他の行為により業務の執行を妨げた場合</p> <p>(安全管理措置)</p> <p>六 登録業者が、物品・役務等関係の契約の履行に当たり、安全管理の措置を粗雑にしたため、次の(1)～(2)の一に該当する場合</p> <p>(1) 忠岡町発注の物品・役務等関係の契約の履行に当たり、公衆の被害又は損害を与えたとき。</p> <p>イ 負傷者の発生又は建物等の損害</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>(2) 忠岡町発注の物品・役務等関係の契約の履行に当たり、業務従事者に次の被害を与えたとき。</p> <p>イ 負傷者の発生</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>(談合等)</p> <p>七 登録業者又は使用人が、次の(1)～(2)の一に該当する契約に関し、偽計入札（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 第 1 項）又は談合（同法同条第 2 項）の容疑により逮捕、書類送検又は起訴された場合</p> <p>(1) 本町発注のもの</p> <p>(2) 本町以外の公共機関が発注のもの</p> <p>イ 大阪府下で行われるもの</p> <p>ロ 大阪府以外で行われるもの</p> <p>(独占禁止法違反)</p> <p>八 登録業者又はその使用人が、次の(1)～(2)の一に該当する契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 23 年法律第 54 号）に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、又は告発又は逮捕若しくは書類送検された場合</p> <p>(1) 本町発注のもの</p> <p>(2) 本町以外の公共機関が発注のもの</p> <p>イ 大阪府内の公共機関</p> <p>ロ 大阪府外の公共機関</p>	<p>1 月～6 月</p> <p>2 月～1 年</p> <p>1 月～3 月</p> <p>2 月～6 月</p> <p>2 年</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>2 月</p>	

措 置 要 件	期 間	備 考
<p>(贈賄行為)</p> <p>九 登録業者が、次の(1)～(2)の一に該当する者に対する贈賄容疑（刑法第 198 条）の容疑により逮捕又は起訴された場合</p> <p>(1) 本町の職員</p> <p>(2) 本町以外の公共機関の職員</p> <p>イ 大阪府内</p> <p>ロ 大阪府外</p>	<p>1 年</p> <p>6 月</p> <p>4 月</p>	<p>使用人のときは2分の1</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>十 登録業者が、次の(1)～(2)の一に該当する行為により逮捕若しくは起訴された場合</p> <p>(1) 本町職員に対する暴力行為等</p> <p>(2) 本町職員以外に対する暴力行為等</p> <p>イ 府内で行われたもの</p> <p>ロ 府外で行われたもの</p>	<p>6 月～2 年</p> <p>2 月～1 年</p> <p>1 月～6 月</p>	<p>使用人のときは2分の1</p>
<p>(法令等違反)</p> <p>十一 物品・役務等関係業務に係る各種法令に違反し、監督官庁から処分を受けたとき。</p>	<p>1 月～3 月</p>	
<p>(その他)</p> <p>十二 上記一～十一以外の事由で、登録業者が物品・役務等関係の契約の相手方として不相当であると認められる場合、また、その他、登録業者として、不相当な事由があったと認められるとき</p>	<p>協議により決定する期間</p>	